

第 1 9 4 回 定 例 会  
決 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

( 平 成 1 9 年 1 2 月 1 2 日 )

む つ 市 議 会

むつ市議会決算審査特別委員会（第4号）

○開会の日時 平成19年12月12日 午前10時00分開議  
午後 零時15分閉会

○場 所 下北文化会館展示ホール

○出席委員（25人）

委員長	白井二郎	副委員長	澤藤一雄
委員	高田正俊	委員	目時睦男
"	新谷泰造	"	新谷功
"	馬場重利	"	山本留義
"	千賀武由	"	菊池広志
"	富岡修	"	佐々木隆徳
"	岡崎健吾	"	鎌田ちよ子
"	工藤孝夫	"	横垣成年
"	富岡幸夫	"	斉藤孝昭
"	中村正志	"	半田義秋
"	川端一義	"	山崎隆一
"	川端澄男	"	村川壽司
"	村中徹也		

○欠席委員（5人）

委員	川下八十美	委員	野呂泰喜
"	浅利竹二郎	"	佐々木肇
"	菊池一郎		

○説明のため出席した者

副市長	田頭肇
収入役	田中實
教育長	牧野正藏
公営企業管理者	杉山重一
代表監査委員	菊池十三四夫
総務部長	齋藤純
総務部税務調整監	佐藤忠美

總務部理事出納室長	西堀敏夫
企画部長	阿部昇
企画部理事	近原芳栄
民生部長	佐藤吉男
保健福祉部長	佐藤節雄
經濟部部長	佐藤純一
建設部長	成田豊
建設部理事	石田三男
公営企業局長	小川照久
監査委員事務局長	遠藤雪夫
總務部副理事管財課長	新谷正幸
企画部次長	千船藤四郎
企画部副理事企画課長	奥島愼一
企画部副理事財政課長	鈴木克郎
民生部副理事国保年金課長	河野健二
保健福祉部次長	鴨澤信幸
保健福祉部副理事介護福祉課長	佐々木順
教育委員会事務局副理事 生涯学習課長	長谷川博
教育委員会事務局副理事 総務課長	安藤哲雄
教育委員会事務局副理事 市民入水一ツ課長	成田晴光
教育委員会事務局副理事 学務課長	須藤徹哉
教育委員会事務局副理事 学校教育課長	宮木則男
公営企業局副理事総務課長	石田武男
總務部稅務課長	對馬映子
民生部国保年金課總括主幹	大橋誠
保健福祉部介護福祉課總括主幹	岩崎若男
經濟部水產課長	笠井哲哉
建設部下水道課長	齊藤鐘司
教育委員会事務局 生涯学習課總括主幹	小鳥孝之
川内庁舎所長	工藤昭治
大畑庁舎所長	伴邦雄
大畑庁舎産業振興課長	澤谷松夫

大畑庁舎産業振興課總括主幹	阿 部 等
脇野沢庁舎所長	船 澤 桂 逸
民生部国保年金課課長補佐	田 中 宏 司
保健福祉部介護福祉課課長補佐	美 濃 邦 彦
建設部下水道課業務係長	木 村 雅 敏
教育委員会学校教育課 課長補佐	佐々木 薫
總務部總務課長	松 尾 秀 一
總務部總務課行政係長	吉 田 真
總務部總務課行政係主査	澁 田 剛

○事務局出席者

事務局長	小 島 昭 夫	次 長	高 田 文 明
總括主幹	工 藤 昌 志	總括主幹	柳 田 諭
庶務係長	金 澤 寿々子	庶務係主査	濱 村 勝 義
調査係主査	石 田 隆 司	議事係主査	井戸向 秀 明

(午前10時00分 開議)

○委員長(白井二郎) ただいまから本日の決算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は23人で定足数に達しております。

これより11日に引き続き議案第94号 平成18年度むつ市一般会計歳入歳出決算の審査を行います。

11日は歳出の質疑を終わっておりますので、本日は歳入から審査してまいります。

それでは、歳入の審査に入ります。歳入の第1款市税から第21款繰越金まで一括説明を受け、審査いたします。理事者の説明を求めます。税務調整監。

○総務部税務調整監(佐藤忠美) それでは、歳入決算のうち第1款市税、7目を一括してご説明いたします。決算書の10ページ、11ページをごらんになってください。

10ページ上段の当初予算額は、57億1,129万6,000円を計上いたしましたが、3月の減額補正によりまして、現計予算額は56億29万6,000円となっております。

次に、11ページの上段左側からご説明いたします。調定額は前年度に比べますと2,862万9,183円減の63億4,714万3,539円となりました。2列目の収入済額は55億6,993万9,308円となりました。前年に比べますと、5,917万3,199円の減でございます。これに伴います市税の徴収率は現年度分が96.6%、滞納繰越分が11.9%であります。合計いたしますと、87.8%となりました。前年度より0.5ポイントの減であります。徴収率が減少いたしました要因としましては、相変わらずの景気低迷による所得の伸び悩みと大型企業の倒産によります影響など、滞納処分における自助努力を上回り、徴収率の引き上げには至らなかったものであります。

次に、3列目の不納欠損額は、1億3,398万8,376円となりました。前年に比べますと5,049万973円の大幅な増となっております。欠損率は2.1%となりました。これは、合併2年目となり、公平、適正な滞納処分を強化するとともに、生活困窮者等の滞納処分の執行停止を徹底調査したものでございます。

4列目の収入未済額は、前年度に比べますと1,994万6,957円減の6億4,321万5,855円となりました。これは、主に大型企業の倒産による影響のほか、中小企業の支払い遅延などが主なものとなっております。

以上で第1款の市税の説明を終わります。

○委員長(白井二郎) 企画部理事。

○企画部理事(近原芳栄) それでは、市税を除いた部分の歳入についてご説

明申し上げます。

まず、決算書の14ページ、第2款地方譲与税についてであります。これは、三位一体の改革に伴う本格的な税源移譲が決まるまでの暫定措置として、所得税の一部が国勢調査の人口の案分により交付される所得譲与税と、道路の延長や面積によって案分により交付される自動車重量譲与税と地方道路譲与税であります。

次に、16ページ、第3款利子割交付金についてであります。これは、預金利子等の収入に課税された税の一部を市町村の個人県民税の収入額で案分し、交付されたものであります。

次に、18ページ、第4款配当割交付金についてであります。これは、一定の上場株式等の配当等に課税される税の一部を市町村の個人県民税の収入額で案分し、交付されたものであります。

次に、20ページ、第5款株式等譲渡所得割交付金についてであります。これは、株式等の譲渡所得に課税される税の一部を市町村の個人県民税の収入額で案分し、交付されたものであります。

次に、22ページ、第6款地方消費税交付金についてであります。これは、消費税と同様に課税される地方消費税の一部を国勢調査人口や従業者数等で案分し、交付されたものであります。

次に、24ページ、第7款自動車取得税交付金についてであります。これは、自動車取得税の一部が市町村道の延長や面積によって案分され、交付されたものであります。

次に、26ページ、第8款国有提供施設等所在市町村助成交付金についてであります。これは、自衛隊が使用する飛行場、弾薬庫、燃料庫及びレーダーサイト等の土地、建物及び工作物に対し、固定資産税との均衡を図る趣旨から交付されるもので、10分の7が対象資産の価格の案分により10分の3が所在市町村の財政状況等を考慮し、交付されたものであります。

次に、28ページ、第9款地方特例交付金についてであります。これは、平成11年度の恒久減税の実施に伴い、税の減収の一部を補てんするため、税制の抜本的な見直しが行なわれるまでの臨時的措置として、個人市民税の減収の4分の3相当額からたばこ税の増収分を控除したものが交付されたものであります。また、本年度より児童手当の制度拡充が行われたことから、これに伴う地方負担の増加に対応するため、児童手当特例交付金が創設されております。これは、全国の市町村に交付される交付金総額を各市町村の児童手当対象児童数の案分により交付されたものであります。

次に、30ページ、第10款地方交付税についてであります。これは、国税の

一部を地方公共団体が等しく行うべき事務が遂行できるよう一定の基準により国が交付するもので、94%が普通交付税として、6%が特別交付税として交付されるものであります。国の三位一体改革による地方交付税の削減の影響で減少傾向にありますものの、4市町村合併による特別措置もあり、平成16年度の4市町村合計額より多い額で交付されております。これは、市の歳入の約3分の1を占める主要な財源となっているものであります。

次に、32ページ、第11款交通安全対策特別交付金についてであります。これは、交通安全施設の設置や管理に要する経費に充てる目的で設けられたもので、交通反則金の収入が交通事故発生件数等で算定され交付されたものであります。

次に、34ページ、第12款分担金及び負担金についてであります。これは、老人ホームや保育所等福祉施設への入所に係る負担金及び本年度から始まりました下北圏域障害程度区分認定審査会の設置に係る負担金であります。

次に、36ページから41ページの第13款使用料及び手数料についてであります。これは、斎場、牧野、市営住宅、体育施設等各公共施設の利用に係る料金並びに戸籍等の証明や各種検診及び廃棄物処理等多岐にわたる各種行政サービスに係る利用料金収入等であります。

次に、42ページから47ページの第14款国庫支出金についてであります。これは、市の行政全般にわたる事務事業に係る国の負担分や補助金及び委託金であります。国庫支出金の合計額は、約37億円と非常に大きな額となっておりますが、この中の約10億円は電源立地地域対策交付金であります。

次に、48ページから55ページの第15款県支出金についてであります。国庫支出金同様、これも各種事務事業に係る県の負担分や補助金及び委託金であります。県支出金の合計額は、約21億円となっておりますが、この中の約9億円は電源立地地域対策交付金でありまして、国庫分と合わせますと約19億円となっているものであります。

次に、56ページから59ページの第16款財産収入であります。これは、土地、建物及び市有牛等の貸し付けに係るものや有価証券の配当金、各種基金の運用利子といった財産の運用に係るもの、さらに市有地、市有牛及び分収造林等の売り払いによる収入であります。

次に、60ページ、第17款繰入金についてであります。まず、基金繰入金であります。これは財政調整の財源として財政調整基金を、下北駅前広場整備事業の財源として地域振興基金を、関根浜沿岸漁業振興対策事業補助金の財源として関根浜沿岸漁業振興基金を、脇野沢庁舎建設事業の財源として公共施設整備基金を、また肉牛特別導入事業基金の返還財源として肉牛特別導

入事業基金をそれぞれ取り崩ししたものであります。

また、特別会計繰入金であります。これは平成17年度決算に伴い、一般会計に対し、老人保健特別会計及び介護保険特別会計から精算分として繰り入れたものであります。

次に、62ページから69ページの第18款諸収入についてであります。これは、地域総合整備資金貸付金の元金収入のほか、中小企業特別保証制度の運用のための信用保証協会への貸付金元利収入及び一部事務組合下北医療センターへの貸付金元金収入並びに他の地方公共団体の事務の受託に伴う事業収入、そのほかいずれの款にも属さない収入等であります。

次に、70ページから73ページの第19款市債についてであります。これは、普通建設事業や災害復旧事業の財源として起こしたもののほか、減税措置に伴う市税の補てん財源としての減税補てん債や地方交付税の不足分を補う臨時財政対策債、定年退職者等の退職手当の財源としての退職手当債等であります。

次に、74ページ、第20款寄附金についてであります。これは、関根浜地区の沿岸漁業振興、市庁舎移転事業及び育英資金の原資等にとの趣意でご寄附をいただいたものであります。

次に、76ページ、第21款繰越金についてであります。これは、墓地公園災害復旧事業、褒川地区外農業用施設災害復旧事業及び瀬野川地区土木施設災害復旧事業に伴う平成17年度からの繰越明許費であります。

以上、市税を除く歳入全般の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 何点かよろしく願いします。

まず最初に、10ページの市民税のところではありますが、平成18年度から定率減税の廃止が始まったというふうに記憶しているのですが、この負担は結果としてどのくらいだったのか。平成17年度の決算は、個人のほうが18億5,000万円ぐらいで今回が19億5,000万円だから、1億円くらいかなとは思っているのですが、よろしく願いします。

そして、次が41ページの手数料のほうですが、この社会福祉手数料が平成17年度に比べて結構項目が多く、手数料があるのですが、これは障害者自立支援法の関係でこういう形のもののできたのかを確認させていただきます。

次が59ページの市有地売払収入ということで1億7,000万円あるのですが、これはどこの部分だったのかということです。



最後ですが、赤字解消計画のところ、前回の赤字解消計画は臨時財政対策債が地方交付税のところに入れていて、今回はそれを外したということですが、前回の説明だと、臨時財政対策債の手当て分が地方交付税に上乗せになるというふうに、説明を受けた記憶がありますので、そういう手当て分でないということなのか、そここのところを確認させていただきます。

以上です。

○委員長（白井二郎） 税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） 定率減税分のお答えをいたします。

今回は、1億1,000万円を出しました。

以上です。

○委員長（白井二郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 市有地売払収入についてお答えいたします。

まず大きいものは、脇野沢庁舎跡地の売り払いでございます。それから、旧消防庁舎跡地、それから旧大湊野球場跡地、こういうものが主なものとなっております。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤節雄） 41ページの社会福祉手数料の関係でございますけれども、これは障害福祉の関係でございます。訪問入浴サービスの利用料については、利用回数が379回、それから移動支援サービスについては利用回数が16回、日中一時支援サービスの利用については、利用回数が918回、それから日常生活用具の給付事業の利用料については身体障害者が366件、それから身体障害児が51件というような使用料でございます。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 赤字解消計画における臨時財政対策債の関係ですけれども、昨年度の赤字解消計画の提出の時点では、地方財政法での臨時財政対策債の発行が平成18年度までというふうな規定でありまして、平成19年度以降は、その分交付税に上乗せしたという形になっていました。ことしの地方財政法の改正で新たに臨時財政対策債の発行が平成19年度から平成21年度まで3カ年延びました。ということで、今回の赤字解消計画は、そのように調整してございますし、さらに平成22年、平成23年につきましても同様な取り扱いをいたしたというふうなことです。ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（白井二郎） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年）　ちょっと福祉の民生手数料のところを再度確認したいのですが、障害者自立支援法の関係でこういう形のものができたのかどうかというのを再度確認させていただきます。

それと、臨時財政対策債、平成19年度から平成21年度までということが今とりあえず決められたと。それ以降も同様に計上しているということなので、ちょっとそこは問題ではないかなと思うのです。ほとんど継続される予想が確実ということで計上しているのか、もし今の時点でわからないのであれば、計上はするべきでないのではないかなと思うのですが、この2点、お願いします。

○委員長（白井二郎）　保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤節雄）　障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の手数料でございます。

○委員長（白井二郎）　企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄）　赤字解消計画の臨時財政対策債の関係ですけれども、確かに今の地方財政法の中では平成19年度から平成21年度までの規定がございます。ですが、仮に平成21年度でこれが制度的に終わるとするならば、当然この分、交付税のほうを増額という形になります。そうなれば、総体的に見れば、この赤字解消計画の財源としては変わらないということでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（白井二郎）　ほかに質疑ありませんか。山崎隆一委員。

○委員（山崎隆一）　37ページの第13款使用料及び手数料の農林水産業の区分としては水産業使用料なのですけれども、この海づり公園釣台使用料14万450円は、旧脇野沢村から見れば、かなり落ち込んでおるわけで、管理棟の食堂部門の閉鎖の影響があるのかなと、こういうふうを考えられますけれども、その点についてお答え願いたいと思います。

また、管理棟がかなり老朽化しているわけでありますが、今後その補修計画についてどのように考えているのか、その2点お願いしたいと思います。

○委員長（白井二郎）　経済部長。

○経済部長（佐藤純一）　脇野沢の海づり公園そのものが、やませの影響で砂の堆積が多いというふうなことと、天候不順により、ちょうど時期に海水浴に恵まれた天気来なかったというふうなこともございまして、来場者の方が減ったのも確かでございます。また、海づり公園の釣り堀で皆さんに楽しんでいただいているものは、私どもが脇野沢村漁業協同組合に委託して、ソイヤラ、カレイやらを網の中に放して皆さんに楽しんでいただくという形のものでございます。釣れるのは釣れるのですけれども、それを買っていただ

くということで、そのシステムにもちょっと「おもしろがって釣ったら、何千円にもなってしまった」と言う方もございます。護岸に覆われた中で養殖している形の釣り堀でございますので、今後さまざまな面で検討しなければいけない面があるかと思えます。

管理棟についても、お尋ねをちょうだいしましたが、私どもまず先に海水浴場がメインでございますので、平成19年度も堆積した砂を沖のほうに戻す作業を試みたり、急に深くなっているところを修正したりというふうなことをまず一番にやっております。皆さんご存じのとおり、中学生が脇野沢の海水浴場で命を取りとめたのがまだ記憶に新しいところでございますので、そういうふうに皆さんで楽しむ場を、まず安全安心を先に考えまして、私どもが利用する管理棟については、その状況をかんがみて、今後計画してまいりたいと思っております。

○委員長（白井二郎） 山崎隆一委員。

○委員（山崎隆一） 確かに海づり公園の利用は、天候にも左右されますけれども、特に川内地区のほうに立派な海水浴場ができたものですから、それで利用率が大変低いという感じをしているわけでありまして。今部長が言ったように、釣り堀についてもいろいろ検討しているというようなことでありますけれども、個人的に私から申し上げますと、私がやっているときは、ある程度期間を決めて、ほとんど月曜日なら月曜日しか休んでいなかったのです。今は本当の夏場といえますか、夏休み期間中だけは毎日やっておりますけれども、あとは土曜日、日曜日しかやっていないというようなことで、お客さんもまだその分浸透していないといえますか、前に来ている人は、いつでもやっているものだなという感じで戻っているという方がいっぱいあります。私も何も仕事がないものですから、そこに行って話を聞きますと、そういうふうな状況であって、できればもとに戻して毎日やってもらえればいいのかという感じはしますけれども、何せまたその労賃も人夫賃もかかるものですから、そういう点で、恐らくは土曜日、日曜日しかやらないというようなことになったのではないかなと、このように思っています。

それにしても、何らかの方法で宣伝をしなければ、今言ったようにお客がだんだん離れていく。土曜日、日曜日しかやらないと。確かに土曜日、日曜日は一般の人も子供さんたちも休みですから、来る人数が多いわけですが、よそから来る人は、それなりに車で来て買っていく方が、それもわからないで、前に来たときは毎日やっておったのが、今度はやっていないのかなという方が多いものですから、その点のPRも、何かの機会がありましたら、やってほしいなど、このように私からお願い申し上げまして、終わ

りたいと思います。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで歳入全般についての質疑を終わります。

以上で議案第94号に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 議案第94号 平成18年度むつ市一般会計歳入歳出決算に対し、反対討論をいたします。

私は、平成18年度予算に対する反対討論の中で、問題となる箱物は計上されておりませんとして一定評価をいたしました。しかしながら、本庁舎移転がいきなり提案され、残念ながら本決算も問題のある箱物、新庁舎用地、建物購入費として9億5,000万円が支出された決算となりました。数十億円という箱物建設を市民の合意なしに無計画的に、突発的に行う市政のしっぺ返しは必ずやってきます。現に今でさえ仕事がないなどの理由で、この地域に住むことができなく、どんどん人口が減ってきております。市民のあすを考える市政が継続されていたならば、もっと違うむつ市になっていたでしょう。

平成18年度には、国が決めたもので、一自治体ではどうしようもないものではありませんが、定率減税廃止のため、市民税の負担1億1,000万円がふえ、また障害者自立支援法による一部負担が導入され、障害を持つ方の負担がふえました。今後後期高齢者医療制度による75歳以上の負担増が予想されます。

また、自民公明政権は消費税の引き上げなどを画策し、国民、市民の負担を軽くする議論は何一ついたしません。そういう中で、むつ市政は地方自治法にのっとり、市民の暮らし、福祉を守る市政でなければなりません。計画的に市政を運営し、市民の負担を最小限に抑え、この地域をもっと住みやすい地域にする努力が求められます。

前市政の箱物中心という悪い部分は継続しないことを期待し、本議案に反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○委員長（白井二郎） ほかに発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第94号を採決いたします。

議案第94号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

( 起立者21人、起立しない者3人 )

○委員長(白井二郎) 起立多数であります。よって、議案第94号は認定することに決定いたしました。

次は、議案第95号 平成18年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○民生部長(佐藤吉男) それでは、議案第95号 平成18年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。決算書の269ページからとなります。

平成18年度の決算額は、歳入65億5,738万8,234円、歳出65億5,345万456円で、歳入歳出差し引き393万7,778円の剰余金を生じた決算となっております。この剰余金は、うち330万円を平成19年度への繰り越し事業であります国民健康保険システム改修事業の一般財源として平成19年度へ繰り越し、残る63万7,778円は財政調整基金へ積み立てております。

また、平成18年度の国民健康保険の被保険者の状況についてであります。年間平均加入世帯数は1万5,205世帯となっておりまして、むつ市総世帯数の53.8%となっており、年間平均被保険者数につきましては2万9,757人で、むつ市の人口の45.3%を占めております。

それでは、まず歳入についてご説明を申し上げます。決算書276ページになります。第1款国民健康保険税は、収入済額18億778万6,305円で、歳入総額の27.6%を占めており、収納率は現年度分が前年度比1.5ポイント増の88.5%、滞納繰越分が前年度比0.1ポイント増の7.1%、全体では前年度比0.2ポイント増の60.6%となっております。

次に、第2款使用料及び手数料は、全額国民健康保険税に係る督促手数料であります。

次に、276ページから278ページにかけての第3款国庫支出金は、保険給付費、老人保健拠出金及び介護納付金の合算額のおおむね34%と、高額医療費共同事業拠出金の4分の1相当額のほか、財政調整交付金等でありまして、歳入総額の29.6%を占めております。

次に、278ページの第4款療養給付費等交付金は、退職被保険者の医療に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。歳入総額の19.1%を占めております。

次に、第5款県支出金は、高額医療費共同事業の県負担分の4分の1の負担金と保険給付費の7%相当額の財政調整交付金であります。

次に、278ページから280ページにかけての第6款共同事業交付金は、高額

な医療費の増加等に伴う保険者の財政負担の緩和を図る事業でありまして、実施主体の県国保連合会から月額30万円を超える医療費について、自己負担分を除いた100分の59が交付されるものであります。

次に、280ページ、第7款財産収入は、財政調整基金運用利子収入と保険者が保険給付の財源に窮した場合に備えての資金貸付制度、いわゆる国保金庫に対する出資金の利子収入のほか、この国保金庫の利用が長年ないことから、平成18年度をもって廃止となり、積み立てておりました出資金1,024万8,186円の返還があったものであります。

次に、280ページから282ページにかけての第8款繰入金は、財政調整基金繰入金及び国民健康保険事業の財政安定を支援する一般会計からの繰入金でありまして、歳入総額の11.3%を占めております。

次に、282ページの第9款繰越金は、平成17年度の医療費確定に伴いまして、概算交付されておりました社会保険診療報酬支払基金からの療養給付費等交付金及び国から交付されます療養給付費等負担金の超過交付分を償還するため、平成18年度に繰り越しされたものであります。

次に、282ページから284ページ、第10款諸収入は、被保険者の延滞金、出産資金貸付金元金収入のほか、交通事故等による第三者納付金等であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。まず、288ページの第1款総務費は、国民健康保険事務に要する一般管理費、国民健康保険運営協議会の運営費及び健康優良家庭の表彰に要した経費であります。

次に、288ページから292ページにかけての第2款保険給付費は、歳出総額の68%を占めておりまして、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給に要した経費であります。

次に、292ページの第3款老人保健拠出金は、各保険者が老人医療に対する公費負担分でありまして、保険者たるむつ市国民健康保険が負担した分であります。

次に、第4款介護納付金は、国保加入者の40歳から64歳までの被保険者の介護保険に対する負担分を納付したものであります。前年度と比較し、1億4,567万4,195円、率にして39.5%の増となりましたのは、平成17年度の本納付金に旧3町村分に係る第2号被保険者数の加算がなかったためでありまして、この不足分は平成19年度に精算されることとなっております。

次に、292ページから294ページにかけての第5款共同事業拠出金でありまして、これは保険者の財政リスクに備えるために県国保連合会が運営する再保険事業でありまして、高額な医療費支払い共同事業や保険者間における保険料の平準化を目的に平成18年10月から新たに始まった保険財政共同安定化

事業に対する拠出金であります。前年度と比較し、3億3,715万394円、率で245.6%と大幅な増となりましたのは、ただいま申し上げましたように、新たに保険財政共同安定化事業が始まったことによるものであります。

次に、294ページの第6款保健事業費は、国保被保険者の健康の保持増進等のために行う事業に要した経費でありまして、病気等予防対策事業としての人間ドックや健康づくり推進事業としての健康ウォーキング大会のほか、レセプト点検医療費通知事業などの医療費適正化事業を実施しております。

次に、294ページ、第7款基金積立金は、財政調整基金の運用利子を積み立てたものであります。

同じく294ページから296ページにかけての第8款公債費は、一時借入金の利子支払い分であります。

次に、296ページの第9款諸支出金は、被保険者の異動に伴います国保税の還付金、平成17年度の医療費確定に伴う退職者医療交付金の返還金及び脇野沢診療所に対する直営診療施設繰出金であります。

次に、第10款予備費は、保険給付費及び老人保健拠出金へ795万5,193円を充用いたしております。

以上、平成18年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要をご説明申し上げましたが、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。澤藤一雄委員。

○委員（澤藤一雄） 1点だけお伺いします。

295ページ、この医療費通知委託料、200万円余りですが、これでどのような効果があったのか、お知らせ願います。

○委員長（白井二郎） 国保年金課長。

○民生部副理事・国保年金課長（河野健二） 医療費通知事業についてお答えいたします。

年6回実施いたしております。その効果ということになりますけれども、それぞれ医療を受けられた方に自分がどれだけ医療費を使っているか、それをお知らせ申し上げて、それぞれその医療に係る状況を把握して、自分の医療費を少しでも考えていただくと、そういう機会としていただきたく通知申し上げているものでございます。

以上です。

○委員長（白井二郎） 澤藤一雄委員。

○委員（澤藤一雄） ちょっとはっきりしないのですが、それは自分が医療を受けることを抑制しようというねらいがあるのか、あるいは保険医側の最近

ちょこちょこ出てきますけれども、不正な請求があるのを発見するというようなねらいがあるのか、もう少し具体的にお答え願います。

○委員長（白井二郎） 国保年金課長。

○民生部副理事・国保年金課長（河野健二） お答えいたします。

不正を発見するためというものではございません。それは、レセプトの点検を、別に点検員を雇って実施しておりますので、そちらのほうで。医療費の抑制の効果を全く期待しないというのは語弊があるかと思いますが、本人に自分の医療費を知っていただいて、適正な医療を受けていただくということが目的でございます。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 澤藤一雄委員。

○委員（澤藤一雄） そのことで医療費が抑制されていると思うのか、そしてこの200万円余りの経費が、それ相応の効果があるのかということについて、再度お尋ねします。

○委員長（白井二郎） 国保年金課長。

○民生部副理事・国保年金課長（河野健二） お答えいたします。

難しい判断でございますけれども、それなりの効果はあると思っております。

以上です。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 2点ほどお願いします。

290ページの療養諸費ですが、ここには障害者自立支援法の影響はあるのかどうかということと、あと乳幼児医療費の給付を、ゼロ歳から6歳までの子に対して、所得制限はありますが、実施していると思うのですが、その大体決算による総額というのはどのくらいなものか、よろしく願います。

○委員長（白井二郎） 国保年金課長。

○民生部副理事・国保年金課長（河野健二） お答えをいたします。

乳幼児医療費については、一般会計のほうの所管だと思っております。

それから、障害者自立支援法云々に関しては、制度としては関係ございません。影響ございません。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。山崎隆一委員。

○委員（山崎隆一） 滞納が多いわけでありまして、町村会でありますと滞納整理組合に加盟をして税を徴収するというようなことをやっているのですが、むつ市の場合はそれに加盟しているのかどうか、職員ばかりでもって税を集めるということは大変な仕事なもので、その辺をまずひとつお聞き



いたしたいと思います。

それと、私はそういうことをやってこなかったのですけれども、むつ市の場合にはどの程度でもって国保の資格証明書ですか、それを発行しないのか。もしくは、発行しているのであれば、資格証明書を何件ぐらい発行しているのか、その辺をひとつお願いしたいと思います。

○委員長（白井二郎） 税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） お答えします。

合併協議会の税務分科会で話し合いました。旧3町村は滞納整理組合に入っており、むつ市は加入しておりませんので、話し合いの結果、旧3町村分だけは入ろうかという協議もあったのですが、当時の前市長が、その判断については税務課長に任せるということで、とりあえずその段階では今の10市の中で市で加入しているところはありませんでしたので、まず、むつ市としても、自分たちでやってみようというところで今3年目を迎えているところでございます。

実際は、旧3町村の分庁舎の職員にはお願いしないで、むつ市の収納係の職員10名でもって、今頑張っ、出向いて滞納整理をいたしております。

以上です。

○委員長（白井二郎） 国保年金課長。

○民生部副理事・国保年金課長（河野健二） 資格証明書関係についてお答えを申し上げます。

11月1日現在で資格証明書を発行している件数は193件でございます。その発行についてですが、1年以上の滞納者についての発行を原則としているわけでございますが、その事情をよくお伺いして、一律に発行するということはいたしてございません。よくその方の事情を把握して対応しているということでございます。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで議案第95号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第95号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第95号は認定することに決定いたしました。

ここで11時10分まで暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時11分 再開

○委員長(白井二郎) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第96号 平成18年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。民生部長。

○民生部長(佐藤吉男) それでは、議案第96号 平成18年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。決算書の301ページからとなります。

平成18年度の決算額は、歳入歳出とも45億7,407万7,875円でありまして、歳入歳出差し引きはゼロであります。また、平成18年度における月平均の老人医療受給者は7,510人となっております。

それでは、歳入についてご説明を申し上げます。決算書306ページ、第1款支払基金交付金であります。これは社会保険診療報酬支払基金からの医療費交付金等でありまして、歳入総額の54.4%を占めております。

次の第2款国庫支出金は、医療費国庫負担金であります。歳入総額の29.9%を占めております。

次に、第3款県支出金は、医療費県負担金でありまして、歳入総額の7.7%を占めております。

次に、第4款繰入金は、むつ市の負担分として一般会計から繰り入れしたものでありまして、歳入総額の7.9%を占めております。

次に、306ページから308ページにかけての第5款諸収入は、交通事故等により第三者行為納付金であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。312ページになります。まず、第1款医療諸費は、老人医療受給者の医療費や訪問看護療養費、診療報酬明細書の審査支払手数料等でありまして、歳出総額の99.5%となっております。

第2款公債費は、支出がありませんでした。

次に、第3款諸支出金は、平成17年度の医療費確定に伴う返還金及び精算に伴います一般会計への繰出金であります。

以上が平成18年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算の概要であります。よろしく願いいたします。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで議案第96号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第96号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第96号は認定することに決定いたしました。

次は、議案第97号 平成18年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。建設部長。

○建設部長（成田 豊） それでは、議案第97号 平成18年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。決算書の317ページからでございます。

まず、317ページの歳入の収入済額、それから次ページ、318ページの歳出の支出済額は、いずれも16億1,356万8,043円となりまして、結果的に歳入の不足額は一般会計から繰り入れしておりますので、差引額はゼロ円となっております。

次に、322ページの歳入をお開きいただきたいと思います。第1款事業収入の収入済額は1億3,214万6,216円で、第1項分担金及び負担金でございますが、1目地方自治法が適用されます川内、脇野沢地区に係る受益者分担金と2目都市計画法が適用されますむつ、大畑地区の受益者負担金は合計で4,804万2,880円となりました。

2項1目及び2目の下水道施設の使用料と3目及び4目の工事店申請認可手数料や工事検査及び督促等の手数料は8,410万3,336円となっております。

次に、第2款国庫支出金でございますけれども、324ページにかけてでございます。公共下水道整備事業費に対する国庫補助金でありまして、補助対象事業費7億800万円に対する補助率50%で、3億5,400万円となりました。

次は、第3款県支出金でございます。脇野沢寄浪、蛸田地区の漁業集落排水施設建設事業費に対する県の補助金で1,157万円となりました。これは、補助対象事業費1,780万円に対しまして、国庫補助率50%、県補助率15%、合わせまして65%の額が県から交付されたものでございます。

第4款財産収入、これは下水道事業減債基金、残高が2,189万9,700円ございましたけれども、それに対する利子収入で5,343円となりました。

第5款繰入金のうち1項1目の一般会計繰入金は、総務管理費及び公債費等の財源不足といたしまして、一般会計から3億7,998万1,447円を繰り入れていただき、2項1目の基金繰入金は、旧大畑町下水道事業の公債費に充てるため、下水道事業減債基金から2,189万9,700円を取り崩したものでございます。

第6款の繰越金は、ありませんでした。

324ページから、次のページにかけてであります第7款諸収入でございますけれども、1項1目延滞金の発生はありませんでした。

2項1目雑入は、消費税及び地方消費税の還付金で1,156万5,337円でありました。

第8款の市債でございますけれども、それぞれ下水道事業に伴って発行いたしました下水道事業債などで、総額7億240万円となっております。

以上の結果、歳入の収入済額は16億1,356万8,043円となっております。

次に、歳出でございますけれども、330ページからとなります。第1款事業費は、10億6,436万9,595円となりましたが、このうち1項総務管理費は、受益者分担金、負担金及び使用料の賦課徴収や水洗化等の普及対策にかかわる9人分の人件費や事務的経費でございますけれども、1目の一般管理費は1億301万8,854円、332ページの2目管渠の維持管理にかかわる費用は456万226円、3目の下水浄化センターの維持管理にかかわる処理場管理費は、1億1,752万9,536円、334ページにあります4目の脇野沢地区漁業集落排水施設の維持管理にかかわる集落排水施設費は726万463円となりました。

2項建設事業費でございますけれども、8億3,200万516円となりましたけれども、うち1目下水道整備費は8億1,380万4,929円で、13節の設計3件、測量調査3件に伴う委託料が5,575万800円で、6.9%を占め、次ページの15節工事請負費は7億1,386万2,450円、これは管渠等の工事39件分でございます。このような額となりまして87.7%、合わせますと約95%を占めております。

338ページになります。2目漁業集落排水施設整備にかかわります漁業集落環境整備費は、1,819万5,587円となり、そのうち13節の設計業務委託料が237万3,000円、13%、15節工事請負費、これは3件の工事でございますたけ

れども、1,463万4,100円で、その割合が80.4%、合わせますと全体の94%を占めております。

第2款公債費でございますけれども、5億4,919万8,448円となりましたが、その内訳といたしまして、1目長期債の元金償還分が3億6,766万5,994円、2目長期債の利子と一時借入金の利子で1億8,153万2,454円となっております。その結果、歳入と同額の合計が16億1,356万8,043円となりまして、差し引き残高はゼロ円となりました。

以上、決算の概要説明でございます。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 1点だけお願いします。

下水道整備の336ページからの部分であります。この実績報告書によりますと、脇野沢はもう100%、平成18年度末現在で、対全体計画で整備率が100%ということで、すごいなと思うのです。そしてその上のほうに事業期間が平成8年度から平成27年度というふうになっておりまして、単純な発想で、100%ですから、もう整備は完了というふうに考えればいいのかどうか、まだこれから何かやることのあるのかというのをちょっと確認させていただきます。

○委員長（白井二郎） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） 先般ご審議いただきました平成19年度の下水道事業特別会計補正予算でもお話ししましたように、脇野沢地区の事業が完了いたしました分、総事業費が減っているというふうな説明をさせていただいたとおりでございます。横垣委員おっしゃるとおり、脇野沢は完了したことになります。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） そうすると、この実績報告書の事業期間が平成8年度から平成27年度と書いているものですから、ここは修正はされないのでしょうか。終了したのですから、事業期間がもう平成18年度というふうな表現になるのが適切ではないかなと思うのですが、いかがでしょう。

○委員長（白井二郎） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） お答えいたします。

今ご指摘受けました実績報告書はミスプリントでございます。訂正させていただきます。どうも申しわけございませんでした。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

これで議案第97号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(白井二郎) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第97号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第97号は認定することに決定いたしました。

次は、議案第98号 平成18年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。企画部長。

○企画部長(阿部 昇) それでは、議案第98号 平成18年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。決算書348ページをお開きください。

この会計は、公共用地の先行取得事業に係る会計であります。

まず歳入ですが、第1款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金、第1節一般会計繰入金につきましては、一般会計からの文字どおり繰入金でございます、1,713万9,128円となっております。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目使用料、第1節使用料につきましては、東日本電信電話株式会社の電話柱4本分の使用料6,000円となっております。

次に、352ページをお開きください。歳出ですが、第1款事業費、第1項地域整備事業費、第1目下北駅周辺整備事業費につきましては、支出がございませんでした。

次に、第2款公債費、第1項公債費、第1目元金、第23節償還金利子及び割引料につきましては、下北駅周辺整備用地取得分長期債元金償還金764万円及び新町保育所再編整備用地取得分長期債元金償還金716万円の計1,480万円となっております。

第2目利子、第23節償還金利子及び割引料につきましては、下北駅周辺整備用地取得分長期債の利子償還分116万7,230円、それと新町保育所再編整備用地取得分の長期債の利子償還分117万7,898円の計234万5,128円、このよう

になってございます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで議案第98号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第98号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第98号は認定することに決定いたしました。

次は、議案第99号 平成18年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤節雄） それでは、議案第99号 平成18年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。決算書は、357ページからとなります。

歳入総額は38億9,805万395円で、歳出総額は38億8,455万655円となり、歳入歳出差し引き1,349万9,740円の剰余金を生じた決算となっております。この剰余金のうち138万3,000円は、介護保険事業システム改修のため翌年度へ繰り越しすることとし、残額の1,211万6,740円は財政調整基金へ積み立てることとしております。

まず、歳入についてご説明いたします。決算書の362ページになります。第1款保険料であります。これは、65歳以上の第1号被保険者に係る介護保険料であります。特別徴収保険料の収納率は100%、普通徴収保険料の収納率は85.8%、滞納繰越分の収納率は10.2%で、全体の収納率は94.6%となっており、前年度に比較して0.1ポイントの増となっております。

また、滞納繰越分のうち平成16年度以前の保険料1,056万4,060円については、2年の時効が成立したことにより、不納欠損処分としております。

次に、第2款分担金及び負担金であります。これは、下北圏域介護認定審査会の共同設置に係る各市町村負担分であります。負担割合は、今年度から

変更となり、実績割は昨年の80%から75%へ、均等割は昨年の20%から25%へ変更となっております。この結果、当市の介護認定審査会に対する負担分は幾らか軽減されることとなります。

次に、第3款使用料及び手数料であります。これは、督促手数料であります。

次に、第4款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金であります。これは、保険給付費のうち施設給付費の15%と居宅給付費の20%が交付されております。

次に、第2項国庫補助金、第1目調整交付金であります。これは、後期高齢者の加入割合及び所得段階別被保険者割合をもとに市町村間の財政の不均衡を是正するために交付されたものでありまして、保険給付費のおおよそ7.5%の交付となっております。

次に、364ページ、国庫補助金の第2目地域支援事業交付金であります。これは、今年度から新たに交付されることとなった介護予防事業に係る交付金でありまして、事業費見込み額の25%が交付されております。

次に、第3目地域支援事業交付金であります。これも今年度から新たに交付されることとなった包括的支援事業、任意事業に係る交付金でありまして、事業見込み額の40.5%が交付されております。

次に、第4目介護保険事業補助金であります。これは、介護保険システム改修に伴う補助金でありまして、本年度の歳出予算を繰り越し使用することに伴い、101万7,000円の収入未済額が生じておりますが、これについては平成19年度において収入となる予定であります。

次に、第5款支払基金交付金であります。これは、40歳から64歳までの第2号被保険者負担分の社会保険診療報酬支払基金からの交付金でありまして、第1目介護給付費交付金にあっては保険給付費の、第2目の地域支援事業支援交付金にあっては介護予防事業費のそれぞれ31%相当分が交付されております。

次に、第6款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金であります。これは、保険給付費のうち施設給付費の17.5%と居宅給付費の12.5%が交付されております。

次に、第2項財政安定化基金支出金については、第1目交付金及び第2目貸付金とも収入済額はありませんでした。

次に、第3項県補助金、第1目地域支援事業交付金であります。これは、介護予防事業に係る交付金でありまして、事業費見込み額の12.5%が交付されております。



次に、366ページ、第2目地域支援事業交付金であります。これは、包括的支援事業、任意事業に係る交付金でありまして、事業見込み額の20.25%が交付されております。

次に、第7款財産収入であります。これは、財政調整基金の運用利子収入であります。

次に、第8款繰入金であります。これは、本会計に対する一般会計からの繰入金であります。

次に、第9款諸収入であります。これは、地域包括支援センター事業収入がそのほとんどであります。

次に、歳出についてご説明いたします。まず372ページ、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費であります。これは、介護保険特別会計の運営に係る事務費でありまして、地域密着型運営委員会に要する経費、介護保険事務処理システム保守委託料及び介護保険システムリース料であります。

なお、介護保険システム改修事業委託料240万円については、年度内に支払いが終わらないことから、繰越明許費として翌年度へ繰り越すこととしております。

次に、第2項介護認定審査会費、第1目介護認定審査会費であります。これは、介護認定に要する経費でありまして、介護認定審査会委員の報酬、一般職員の給与費、介護認定審査会システム保守委託料及びシステムのリース料が主なものであります。

次に、374ページ、第2目認定調査費であります。これは、介護認定のための調査に要する経費でありまして、介護認定訪問調査員の報酬、費用弁償のほか、主治医意見書作成手数料などが主なものであります。

次に、374ページから380ページにかけての第2款保険給付費であります。これは、居宅介護サービス地域密着型介護サービス、施設介護サービス、介護予防サービス等の法定負担分に要した経費で、歳出全体の95.3%を占めております。

次に、380ページ、第3款地域支援事業費であります。これは、介護保険の制度改正により老人保健事業、介護予防、地域支え合い事業、在宅介護支援センター運営事業を再編し、創設された事業でありまして、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業で構成されております。事業目的は、被保険者が要介護状態または要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、なれ親しんだ地域で自立した生活を営むことができるよう支援することにあります。

まず、第1項介護予防事業費、第1目介護予防特定高齢者施策事業費であります。これは、高齢者の運動機能等の向上を図るための経費でありまして、水中運動教室に係る看護師等の賃金、水中運動教室及び栄養指導教室に係る講師謝礼及び費用弁償、転倒骨折予防教室事業及び地域包括支援センターシステム保守管理委託料、地域包括支援センターシステム借上料が主なものであります。

次に、382ページ、第2目介護予防一般高齢者施策事業費であります。これは、地域包括支援センターの運営協議会に要した経費でありまして、委員の報酬、費用弁償であります。

次に、第2項包括的支援事業、任意事業、第1目介護予防ケアマネジメント事業費であります。これは、包括的支援事業等を担当する職員の給与費のほか、地域包括支援センターネットワーク対応業務委託料であります。

次に、第2目総合相談支援事業であります。これは、相談業務に要した経費でありまして、市内8カ所の在宅介護支援センターに対し、地域包括支援センターの総合相談支援業務の一部を委託したものであります。

次に、第3目権利擁護事業については、支出額はありませんでした。

次に、384ページ、第4目包括的・継続的ケアマネジメント事業費は、地域ケア会議委員の費用弁償が主なものであります。

次に、第5目任意事業費であります。これは、介護保険事業以外の支援事業でありまして、配食サービス事業、家族介護教室事業及び家族介護者交流事業に係る委託料並びに家族介護用品支給費及び家族介護用品の扶助費が主なものであります。

次に、第3項地域包括支援センター費、第1目地域包括支援センター活動費であります。これは、地域包括支援センターが行う要支援者に対する介護予防プランの作成業務等に要した経費でありまして、介護予防プランを作成するための臨時職員の賃金、介護予防プランの作成を一部委託する介護予防支援事業委託料が主なものであります。

次に、第4款財政安定化基金拠出金であります。これは、市町村の介護保険事業の財源不足について貸し付けや交付を行い、事業の財政安定化を図るため県が設置しております財政安定化基金への繰出金であります。

次に、第5款基金積立金であります。これは、財政調整基金の利子を積み立てたものであります。

次に、386ページ、第6款公債費であります。これは、保険給付費の支払いに要した一時借入金の利子であります。

次に、第7款諸支出金であります。これは、前年度介護給付費負担金及び

交付金の精算分、つまり国・県、一般会計及び支払基金への償還金と保険料の還付金であります。

次に、第8款予備費であります。これは地域支援事業費へ充用をいたしたものであります。

以上であります。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。工藤孝夫委員。

○委員（工藤孝夫） 3点ほどお聞きいたします。

357ページの歳入に關してでありますけれども、介護保険料の第1号被保険者保険料の不納欠損額、収入未済額がかなり多いのですが、この要因についてお聞きいたします。

2点目であります。国庫支出金、この収入未済額、この要因についてもお尋ねいたします。

それから、3点目に歳出になりますけれども、歳出における各項目の各事業に対する不用額がかなり出ておりますけれども、これについてもお聞きいたします。

○委員長（白井二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤節雄） まず、不納欠損額ですけれども、これは2年の時効が成立したということでございます。これは、税務課が所管します税と同じような徴収スタイルをとっているわけですけれども、税の滞納者と大体似たような階層で、いわゆる未納がなされているというふうなことでございます。

それから、収入未済額の部分につきましては、現在平成18年度末の決算の時点ではこのような形になっておりますけれども、その後は幾らか徴収はなされているという状況にあります。

それから、国庫支出金の収入未済額につきましては、先ほどご説明申し上げました繰り越しの関係の国庫補助金でありまして、平成19年度に収入になるという状況にあります。

それから、歳出の不用額の関係でございます。地域支援事業関係の不用額が非常に大きいわけでございますけれども、これは今年度から開始された事業でありまして、非常に把握が困難であったということで、概略で数値は計上したわけです。最終的に年度末までは実際の利用状況等が把握できなかったことで不用額が多額に発生したということです。ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 1点だけお願いします。

何回も聞いておりますが、障害者自立支援法との関係で歳出のほうで障害者の方が負担になった額とかというのが、もしあれば教えてもらえればと思います。

○委員長（白井二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤節雄） これは、障害者自立支援法とは全く別のものがありますので、関係はございません。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで議案第99号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。工藤孝夫委員。

○委員（工藤孝夫） 議案第99号に対し、反対討論を行います。

平成18年度予算の反対討論でも述べましたが、今決算議案は平成17年10月、介護保険給付の改悪により、すなわち利用者の施設居住費、食事費及びショートステイ滞在費を保険適用外としたため、全額本人の自己負担となり、特に第1号被保険者は深刻な事態となっております。このことは、議案の不納欠損額及び収入未済額にもあらわれております。加えて施設事業所への減収にもはね返っていることも明らかになっております。

介護報酬の減少もあり、より深刻な事態を反映せざるを得なくなっている議案であり、承認できないものです。

以上、反対討論といたします。委員皆様のご賛同をよろしく願います。

○委員長（白井二郎） ほかに発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

議案第99号についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。本案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者14人、起立しない者4人）

○委員長（白井二郎） 起立多数であります。よって、議案第99号は認定することに決定いたしました。

次は、議案第100号 平成18年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 391ページをお開き願います。平成18年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算について、その概要をご説明申し上げます。

平成18年度決算は、歳入総額758万9,779円、歳出総額710万7,746円で、歳入歳出差引額48万2,033円となっております。この剰余金は全額を地方卸売市場大畑町魚市場基金に積み立てしております。

396ページの歳入であります。使用料757万9,006円は、魚市場卸売市場使用料607万6,068円及び貸し事務室の使用料13万5,520円、電気、水道料等の136万7,418円でございます。一方、400ページの歳出であります。魚市場施設費706万6,170円は、魚市場管理人賃金92万5,200円、電気、水道料159万3,929円、電気工作物保安業務や浄化槽保守点検の委託料52万1,934円、大畑町魚市場屋根改修工事の工事請負費273万円が主なものであります。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで議案第100号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第100号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第100号は認定することに決定いたしました。

次は、議案第101号 平成18年度むつ市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。建設部長。

○建設部長（成田 豊） それでは、決算書405ページからの議案第101号 平成18年度むつ市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、その概要をご説明申し上げます。

これは、脇野沢地区880世帯、2,347人に対する給水事業を行っているものでございまして、平成18年度決算は歳入歳出とも9,110万3,921円で、歳入歳出差引額はゼロ円となっております。

それでは、まず歳入でございますが、410ページをお開き願います。1款

1 項負担金でございますけれども、これは第三者による水道施設の破損等に伴う施設負担金でございますして、科目設定をしておりましたが、発生しませんでした。

次に、2 款 1 項水道使用料は、対調定額506万9,101円少ない4,857万2,273円となりました。収入未済額が500万円というようになっているわけでございますけれども、それに対しましては、文書による督促あるいは戸別訪問によりまして、納付相談等を行い、滞納額のないように努めていく考えでございます。

2 項の手数料でございますけれども、給水工事検査並びに施設設計審査等にかかわる手数料でございますして、2 万7,600円の納付がありました。

3 款 1 項工事料でございますけれども、これは第 1 款の負担金と同様に第三者による水道施設の破損等にかかわる工事料金で、科目設定をしておりましたが、発生はありませんでした。

第 4 款繰入金でございます。一般会計からの繰入金で、この会計の歳入歳出の差し引き不足額を繰り入れしていただいたもので、4,197万9,048円となっております。

第 5 款繰越金は、科目設定をしておりましたが、ございませんでした。

次の412ページにわたります第 6 款諸収入でございますけれども、これは国道等の道路改良工事に伴い、水道管の移転に対する補償金で52万5,000円を受けております。

次は、歳出でございます。416ページまで飛びます。1 款 1 項 1 目の一般管理費は、人件費や事務的費用のほか消費税等を支出しております。

418ページにわたってあります 2 目の水道施設の維持管理等にかかわる施設管理費でございますけれども、1,287万6,473円を支出しております。まず、7 節の賃金は、切符の配布あるいはメーター検針員の賃金、11 節需用費は事務用消耗品、電気料、施設設備修繕料のほか薬品の費用でございます。

次は、418ページの12 節役務費の手数料は、主なものは水質検査の手数料でございます。13 節電気工作物の保安業務委託料と昨年11月13日に発生いたしました水質汚濁を解消するために業務を委託した費用でございます。14 節浄水場の機械借上料といたしまして、当初 5 万3,000円を計上しておりましたが、執行がありませんでしたので、補正でゼロ円といたしております。15 節工事費は、3 工事で221万7,600円を支出しております。

第 2 款公債費の総額は6,275万7,632円でございますけれども、長期債の元金償還金が3,490万7,492円と長期債の利子償還分が2,785万140円となりました。

以上、決算の概要でございます。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで議案第101号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第101号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第101号は認定することに決定いたしました。

次は、議案第102号 平成18年度むつ市用地造成事業会計決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。公営企業局長。

○公営企業局長（小川照久） 議案第102号 平成18年度むつ市用地造成事業会計決算についてご説明をいたします。決算書は、別冊となっております。

この会計は、平成9年度に地方公営企業法の全部適用を廃止し、清算会計に移行した会計であり、実際は経営実態がなく、これまでの決算状況を見るとおり、保有しております資産の売却がない限り一般会計からの繰入金以外に歳入がない状況が続いております。

平成18年度は、歳入合計2,501万9,011円に対し、歳出合計は14億6,721万3,454円となり、差し引きいたしますと14億4,219万4,443円の不足額を生じた決算となっております。この不足額については平成19年度予算の歳入から繰上充用により措置いたしております。

主な歳入は、一般会計からの繰入金が2,500万円で99.9%を占めており、歳出では繰上充用金14億5,002万8,836円で98.8%、公債費で1,696万4,618円、1.2%が主なものとなっております。

以上、簡単ですが、説明といたします。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。馬場重利委員。

○委員（馬場重利） これは、恐らく一里小屋のほうの土地のことだろうと思うのでありますけれども、どういう形でこれを売ろうとしているのか。売る

うとする、売らなければならないという姿勢が全然見えないのですけれども、今どういう努力をされているのかということを知りたいと思います。

○委員長（白井二郎） 公営企業局長。

○公営企業局長（小川照久） 馬場委員のお尋ねにお答えいたします。

今のお尋ねについては一里小屋ということで、私ども並木団地と呼んでいるしもきた療育園、あるいは釜臥荘がある一帯の分譲地、これについては過去においては商工業団地という位置づけでもって造成した経緯がございます。それで、それについても一時誘致企業向けということでの販売を実施した経緯がございますが、一部は売れたのですけれども、現在10区画残っております。その販売については、過去においては商工会議所を仲立ちにいたしまして、それぞれの会員等へのあっせんをお願いした経緯もございます。さらに土地開発公社、住宅供給公社の方のほうへもお願いして販売に向けた実績があるのですけれども、なかなか買い手がつかない状態が続いて、それが現在に至っているという状況でございます。

簡単に申し上げれば、以上のような経緯でございます。

○委員長（白井二郎） 馬場重利委員。

○委員（馬場重利） 商工会を介して、あそこのいわゆる国道に面した部分は、その販売については私も若干立ち会ったものですから、それでもまだ残っている部分があるのです。奥のほう、たしかもうきちっと造成したはずなのですけれども。なかなか今はこのご時世、一般の不動産屋さんもなかなか動かなくて苦慮しているという状況にありますものですから、これは黙っていても処分できるものではないと私は思うのです。ですから、毎年こうして繰上充用で来ているわけですけれども、もう少しやり方を変えて、例えば不動産屋さんと提携して手数料を払うなり、あるいは少し価格をダウンさせてもやるのだという考え方にならないものかどうか。今の状況では今後このまま何年もこうしていくのではないかという気がするのです。その辺の考え方、もう少し前向きな考え方が欲しいと、こう思います。これは、答弁しなくていいです。

終わります。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 1点だけお願いします。

先日新聞にも出たのですが、何か900%とかなり目立った数字でこの部分を取り上げられたと記憶しているのですが、対県との話し合いでどのようになっているのかというのを、もしそういう話し合いがなされているのであればお聞かせ願えればなというふうに思います。



○委員長（白井二郎） 公営企業局総務課長。

○公営企業局副理事・総務課長（石田武男） お答えをいたします。

対県とのやりとりにつきましては、平成9年度から、いわゆる地方公営企業法の適用を廃止したときから用地造成事業会計に係る財政健全化ということのヒアリングを受けてございます。県のほうは、それをもって総務省のほうとのやりとりとなるわけですけれども、その段階で当会計につきましては、財政の健全化に向けた会計ではない、いわゆる立て直して良好な会計に進むような状態ではないということを明記して、現在に至っております。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） ということは、新聞にはああいうふうに取り上げられたけれども、県としてはそう問題としてみなしていないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（白井二郎） 公営企業局総務課長。

○公営企業局副理事・総務課長（石田武男） 県とのやりとりの中では、財政の健全化にある程度そういう数字的なものも必要になります。どういう計画で売るとかというのは、私どものほうとしても売却する側の立場の計画と、買い手があって初めて計画が成り立つもので、いわゆる都市計画街路とか、そういう部分については、上層官庁のほうの事業の進捗状況とか、そういうのも影響しますので、計画的なものはつくれない、絵にかいたもちになるかもわかりませんが、計画は出してくださいということでもって苦肉の策である程度は出しています。ただ、それは5年ごとローリングして、毎年ヒアリングはを受けてございます。ただ、その中で先ほども言いましたように、再三清算に向けている会計だということの説明はしてございます。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで議案第102号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第102号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第102号は認定することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託された案件の審査はすべて終了いたしました。

なお、本委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(白井二郎) ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 零時15分 閉会)

上記のとおり相違ありません。

むつ市議会決算審査特別委員会

委員長 白井二郎